

令和3年度 形上小学校いじめ防止基本方針

心身に重大な影響を及ぼすいじめを、「しない・させない・許さない」児童の育成を図るとともに、児童が安心して生活し学ぶことができる学校づくりを推進するため、学校が保護者・地域・関係機関と連携し、いじめ防止のための諸対策を検討し実践する。

- いじめ防止の体制及び相談体制を確立する。
- いじめをする児童には、毅然とした指導をする。
- いじめられている児童には、周囲の人間が徹底して守り通すという姿勢を示す。
- 万一の場合に備えた報告・連絡マニュアルを作成する。

【目指す児童像】

か んがえる子 た くましい子
が んばる子 み がき合いやさしい子

いじめ・不登校対策委員会

校長 ・ 教頭 ・ 教務主任 ・
生活指導主任 ・ 該当教諭（担任） ・
養護教諭

必要に応じて、警察機関
スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー
等の派遣を要請する。

育友会・地域との連携

育友会生活指導部・形上小学校
校区健全育成協議会・形上小学校
校区子どもを守るネットワー
ク

による見守り活動

関係機関との連携

長崎市教委学校教育課生徒指
導係・教育研究所

- ・飛田内科クリニック
（学校医）
- ・形上駐在所

児童会

運営委員会や代表委員会、及
び学級活動において、望まし
い人間関係を醸成するための
児童活動を企画運営させ、児
童による自己指導力育成に資
する活動に取り組みさせる。

（いじめの禁止）第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

（保護者の責務等）第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ問題への取組

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめの防止

- 道徳や学級活動の時間を充実させ、生命尊重や思いやりの心、人権に関する価値観の確立を図り、「いじめをしない・させない・許さない」学校学級の風土を醸成する。
- 教職員の研修に努め、教職員の言動や態度がいじめにつながることを理解させるとともに、児童の観察や対応の仕方についての指導力向上を図る。
- 学校はチームであるという認識に立ち、隣接学年の連携や生活指導連絡会での情報交換や事例研究、対応の仕方などの協議・行動し、学級経営等の諸問題の解決に当たる。
- 育友会や育成協、子どもを守るネットワークによる情報交換や見守り活動などでいじめ防止を啓発する。

いじめの早期発見

- 朝の健康観察や学習及び生活場面における児童のささいな変化に気付くことができるよう、日常の児童理解に努める。
- 毎月の「なかよしアンケート」(いじめ防止)による調査や学期ごとの教育相談を実施する。学校が把握したいじめの認知件数については、保護者に公表し把握漏れを防ぐ。
- 電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して情報を収集する等、地域ぐるみで児童を見守るよう努める。
- いじめの可能性があると感じたら迷うことなく、個人面談や事実関係などの情報収集を行う。

いじめに対する措置

- いじめがあることが確認された場合、直ちに、「いじめ・不登校対策委員会」を招集し、早急に次のような対策を講じる。
 - (1)教職員が連携し、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して複数で事情を確認した上で適切な指導を行う。
 - (2)同時に関係する児童や事情を知る人にも事実関係を複数で確認する等、組織的な対応を行う。
 - (3)そのうえで、教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、育友会や警察等関係機関との連携を取る。
 - (4)いじめを受けた児童やいじめたとされる児童の家庭に対して事実関係を知らせ、学校の対応を説明したうえで、再発防止の取組に理解と協力を求める。
- このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくことや、組織的な対応を可能とする体制を整備しておく。

重大事態発生時の取組

- 児童の安全と生命確保に全力を傾注する。
- 「いじめ・不登校対策委員会」を招集し、事実関係の把握に努め、学校の対応を時系列的に整理し、長崎市教育委員会や警察等関係機関に報告・相談する。
- 育友会や報道関係に対する説明を行う。

いじめが発生した場合の対応

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報を得た大人・職員

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・生徒指導担当へ報告

→ 直ちに報告する

教頭・校長への報告

- 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認をする。

いじめ・不登校対策委員会

関係機関

- 「いじめ・不登校対策委員会」による関係児童からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害児童生徒への継続した支援

- 事実関係を把握するとともに、被害児童の心理的圧迫感を軽減することに努める。
- 被害児童を守り通すとともに、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

加害児童生徒への継続した指導

- 加害児童の行為が一定の限度を超える場合や継続が疑われる場合には、出席停止の措置を講じる。
- 加害児童に、いじめは人格を傷付ける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、何があってもいじめに向かわない心を育てる。
- 傍観していた児童には、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように指導する。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめに対する取組を行う。

いじめのチェックリスト（抜粋）

1 いじめられている子どもが発するサイン

① からだや体調

- 衣服が汚れていたり、破れていたりすることがよくある。
- 頭痛、腹痛、吐気を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁である。

② 友達との関係

- 周りの友達に異常なほど気をつけているように見える。
- 人の言いなりになっているように見える。
(いわゆる使い走りではないか?)
- 今まで付き合っていたグループから急に離れた。
- 嫌なあだ名で呼ばれている。

2 学校の生活場面でのチェックポイント

① 学級の雰囲気

- グループにしか分からないあだ名で特定の子どもを話している。
- 特定の子どもがグループから離れて1人で行動するようになる。

3 家庭でのチェックポイント

① 服装

- ポケットが破れていたり、ボタンが取れたりしている。

② 持ち物

- 筆箱やかばんが壊れていたり、持ち物が頻繁になくなったりしている。

年間活動計画（研修計画も含む）

月	活動内容	月	活動内容
4月	子ども理解支援シート作成 生活指導連絡会	10月	子ども理解支援シートに基づく個別面談の実施 生活指導連絡会
5月	生活指導連絡会	11月	生活指導連絡会
6月	生活アンケートの実施・個人面談 生活指導連絡会	12月	子ども理解支援シートに基づく個別面談の実施 生活指導連絡会
7月	子ども理解支援シートに基づく個別面談の実施 学校評価の実施 生活指導連絡会	1月	子ども理解支援シートに基づく個別面談の実施 生活指導連絡会
8月	いじめ問題に関する校内研修	2月	学校評価の実施 生活指導連絡会
9月	生活アンケートの実施・個人面談 生活指導連絡会	3月	子ども理解支援シートに基づく個別面談の実施 生活指導連絡会

様々な相談機関

相談機関	電話番号	相談可能な時間
長崎子ども・女性・障害者支援センター	844-6166	月～金 9:00～17:45
長崎市少年センター	825-1949	月～金 8:45～17:30
長崎市教育研究所 教育相談	0120-556-275	月～金 9:00～17:00
こども総合相談（子育て支援課）	822-8573 825-5624	月～金 8:45～17:30